

3. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 をめぐる国の対策と県の役割

(1) 「生物の多様性に関する条約」における外来生物対策の位置づけ

1992年にブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された「生物の多様性に関する条約」（2003年4月現在の締約国187カ国）では、締約国は、「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来生物の導入を防止し又はそのような外来生物を制御し若しくは撲滅すること」と定められている。

(2) 「新・生物多様性国家戦略」と「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

2002年3月に地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定された「新・生物多様性国家戦略」において外来生物問題が生物多様性の危機の一つとして揚げられた。そして2003年1月に「移入種対策に関する措置の在り方について」が中央環境審議会に諮問され、同年12月に答申された。2004年6月には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「特定外来生物被害防止法」という）が公布され、「特定外来生物被害防止基本方針」が2004年10月15日に閣議決定された。2005年1月31日には特定外来生物等専門家会合が開かれ、特定外来生物に指定する第1陣のリスト候補を発表した。リストにはオオクチバス、アライグマ等37の動植物が含まれ、今後、環境省が国民の意見を聞いた上で5月中をメドに閣議決定する見通しである。

(3) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」と県の役割

特定外来生物被害防止法に基づく被害の防止や防除に関しては、「必要な場合国が防除を行う」としているが、全ての地域で全ての外来生物に対して実施することは困難であるため、実際には地方公共団体等のおこなう防除に期待されている部分が多い。例えば、2005年度に国が行う事業予定は、沖縄・奄美のマングース、西表のオオヒキガエル、皇居外苑壕の外来魚で、アライグマに関しては都道府県の参加によってモデル的な事業を実施するとされている。

その他のすでに移入した生物への対応は、都道府県等が外来生物対策のプランを立案し国の認定をうけて、防除を推進することになる。

外来生物による被害状況は、地域によって異なる。また、特定外来生物被害防止法に基づく特定外来生物に指定されない生物の被害が、兵庫県で深刻になることも十分考えられ、その中には、他の法律の適用によって防除できるものもある。

以上のことをふまえると、兵庫県に侵入した外来生物については、兵庫県で対策プランを立て、体制づくりと実際の対策を、主体的に推進していく必要がある。県には、地域の実情を十分把握し、地域の実情に即した対策を、計画的に責任を持って行うことが求められている。